

決済ビジネスに対する規制に関する規制改革会議の見解

平成 20 年 9 月 12 日

規 制 改 革 会 議

現在、収納代行、ポイントなどのビジネスを担っている様々な業種の事業者に対する規制について金融審議会で議論されている。これらのサービスは顧客の満足度を高め、利便性を向上させるべく、技術革新を背景に様々な業種の事業者がイノベーションを起こし続けてきた分野であり、利便性の高いサービスとして消費者に受け入れられてきている。他方、送金サービスについては、より安価な手数料で利用できるようにしたい^(注)等の声も存在する。したがって、決済ビジネスに関する規制、利用者保護のあり方としては、次のような考え方でのぞむべきと考える。

第一に、本来見直すべきは、技術革新に伴い、意味の薄れてきた銀行による為替取引業務の独占である。現在の銀行法は、為替取引業務を銀行の固有業務としており、銀行に独占させている。しかし、現在では決済手段として電子マネー、収納代行等が登場しており、技術革新を背景に信頼性の高い決済サービスとして、利用者に幅広く利用されるようになってきている。また、米国等では決済業務を行うだけの企業は送金業として銀行に比して軽い規制を受けるだけであり、海外送金も安い手数料で可能となっている。わが国の銀行法上の旧来の概念である為替取引業務の定義を見直すこと等により、技術革新と金融市場のグローバル化の実態に合わせて銀行による送金業務の独占を解禁する方向で規制緩和することが、送金手数料の引き下げや革新的な技術を持つサービス提供主体の拡大を通じて、利用者の利便性向上や金融市場の国際競争力強化を図るために重要である。

第二に、電子マネーのほか、ポイント、収納代行、代金収納などのうち決済に関連が深いサービスについて、決済を担う事業者が、自主的に利用者の取引における安全性確保を図り、イノベーションを発揮でき、新規参入を促す方向で環境整備を図ることが重要である。銀行は、預金貸出業務と為替取引業務の併営ゆえに金融システムの安定性維持（外部ネットワーク性の存在と預金者保護）のための厚い規制が課されてきた。しかし、決済業務専業であれば、米国の送金業にみられるように金融システム安定性維持のための要請は遥かに小さく、むしろ利用者の安全性確保に関し事業者自身が忠実に取り組み、利用者に対する注意を促す環境整備を図る必要があると考えられる。そのためには、過度な規制を課したり行政による画一的なコントロールを行うことなく、むしろ、

事業者による決済サービスを安全に運営するための技術革新への自主的取組、資金の分別管理、契約関係の明確化などの業界でのルール作り、利用者への商品性やリスクの開示などをより一層促していくことこそが重要である。決済業務を担っている業者のビジネスモデルは多様かつ進化しており、そうしたビジネスモデルの多様化や技術革新のインセンティブをそぎかねない一律の規制を課すことは、関連ビジネスからの撤退や、消費の縮小など大きな副作用が懸念され、適切ではない。また、現時点において利用者がそのような規制を望んでいるとは思われない。

なお、マネーロンダリングについては、別途実効性のある監視・取り締まり方法確立することが重要である。

決済の分野は、利用者ニーズに則した、事業者による技術革新こそが発展の鍵である。市場の国際化や経済の活性化のためにも、これらの事業者が自主的に利用者の取引における安全性確保を図り、イノベーションを発揮できるインセンティブを醸成する方向で環境整備を図るべきである。

(注) 例えば、現在、日本の大手銀行で1万円を海外送金する場合の手数料は、約8千円～1万円である。これに対し、日本の銀行が限定的に提携している米国送金会社を利用して1万円を海外送金する場合の手数料は、1,700円である。(個人が円貨建てで海外における受取銀行で発生する手数料も依頼人負担で送金する場合の手数料例であり、実際の送金手数料は条件により異なる。)

以上